

韓国海洋科学技術院と国立水産科学院による竹島近
海海洋調査

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-04-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 野中, 健一, NONAKA, Kenichi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15053/0000000102

【論文】

韓国海洋科学技術院と国立水産科学院による
竹島近海海洋調査

野中 健一

序 問題意識と方法論

- 一 「竹島の日」制定に対する海洋水産部の措置
 - 二 政府主導の第一次、第二次竹島総合調査
 - 三 竹島の持続可能な利用に関する法律
- 結

序 問題意識と方法論

離於島号、長木2号、そして探究20号。

韓国と業務上接点を有する海上保安庁職員であれば耳にしているだろう。ただ、一般には馴染みが無いかも知れない。これらはいずれも竹島近海で海洋調査活動に従事していた韓国の調査船だ¹⁾。前二者が韓国海洋科学技術院所属、後者が国立水産科学院所属である。先ずは以下の写真及び図を参照されたい。離於島号が竹島周辺で海洋調査を実施していた時の写真及び、長木2号、探究20号による竹島調査時の航跡図だ。

図1. 離於島号による竹島周辺海域調査²⁾

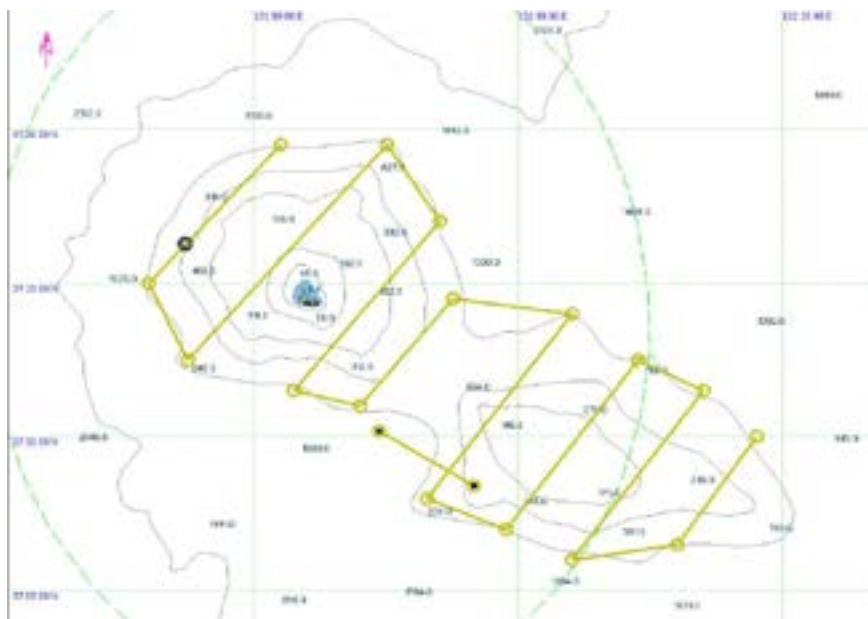


図 2. 長木 2 号の航跡図 (2016 年 5 月 2 日～5 月 9 日時の調査) ³⁾

※鬱陵島を経由して竹島に到着



図 3. 探求 20 号の航跡図 (2014 年 6 月 17 日、国立水産科学院公表) ⁴⁾



さて、ここで筆者の問題意識を取り上げたい。これら調査船は韓国政府のいかなる意図の下で調査をしているのだろうか。本稿はこの点を明らかにしたいのである。

そもそも韓国政府は諸々の活動を竹島及びその周辺海域で実施している。これは我が国政府の立場と相容れない行為である可能性が高く、そうであればこそ、彼等の調査船を竹島周辺で発見し、その行動を分析する事は極めて重要となる。ただ一方で（当然の事ながら）調査船は単独で行動している訳でもない。その行動の背景には、韓国政府が描いた大きな目的がある訳だ。いわば、調査船はその一部を手足として現場海域で遂行しているに過ぎないのである。それ故、我が国としては、竹島周辺海域における調査船の動向把握のみならず、韓国の海洋政策にまで分析の対象を広げなくてはならないのだ。本稿はいわば、調査船の動向を念頭に置きつつ、韓国政府の意図を明らかにする事を目的としているのである。

さて上記問題を解く為、ここで研究手法 - 方法論 - にも簡単に触れておきたい⁵⁾。筆者は地域研究を志している。これは論争的な用語であり、それによりイメージされる物は研究者によって異なるだろう。それ故、ここで自らの立ち位置を明らかにしておきたい。筆者は立本成文が言うところの「右派」であり、地域研究をディシプリンではなくアリーナと見なしている⁶⁾。また、山本博之による「新しい地域研究」が内包する「研究と実践の橋渡し」と言う側面 - いわば、実務家への知的貢献 - に対し、大いに共感するのだ⁷⁾。それ故、既存の方法論 - 筆者の場合は政治史研究の手法 - により、実務家に役立つ知を作り出したいと考えているのである。そうであればこそ、政治史研究ではほとんど取り扱わない「新しい時期」を取り上げ、かつ実務家に寄り添いたいと思うのだ。

さて、筆者がかかると点に関心を抱く理由も述べておこう。それは筆者が海上保安大学校の教官であり、実務家（海上保安庁職員）を育成すると言う、やや特殊な立場にある為である。本校において学んだ学生、研修生の一部は、韓国の海洋当局と業務上接点を持つ。そうであればこそ彼等自身、海を巡る日韓の利害対立点程度は事前に検討しておいて欲しいのだ。韓国側は竹島近海調査をする際、どのような意図を持っているのか。いかなる

業務分野で彼等と接触するにせよ、かかる点は背景知識として事前知っておくべきだろう。

しかし、ここで早速問題が生じる。本校の学生、研修生が竹島近海における海洋調査活動を理解する上で適切な先行研究がほとんど存在しないのである。確かに廣瀬肇による研究は存在するし、極めて貴重な業績だ⁸⁾。しかし、これは主に 2006 年 4 月における韓国の海洋調査活動を扱っているものであり、筆者の関心とはやや異なるのである。

ただ、視点を変えてみたい。先行研究が少ないのであれば筆者がたたき台を提示すれば良いのである。そして韓国の海洋政策に知見を有する当庁職員や研究者がそれを元に議論を展開し、必要に応じてコメントをして頂ければ知も改善できよう。かかる思いから筆者は本稿の作成に至ったのだ。以下、議論を展開したい。

一 「竹島の日」制定に対する海洋水産部の措置

離於島号等によりなされて来た竹島近海海洋調査。これを理解する為には時間を少し遡る必要がある。最終的には 90 年代後半まで時間軸を戻したいのだが、まずは 2005 年に立ち返りたい。それでは早速、当該時期の状況を確認して見よう。

2005 年 3 月、日韓関係は揺れていた。同月 16 日には島根県議会が「竹島の日」を制定。そして翌 17 日、韓国政府は「対日新ドクトリン」を発表したのである⁹⁾。しかし筆者は本稿の問題関心に従い、同国の海洋政策に注目したい。同月 22 日、韓国の国会（農林海洋水産委員会）においてオ＝ゴドン（오거돈）海洋水産部長官が日本への対抗措置を論じているのだ。その発言を検討しよう。

「私達、海洋水産部は竹島の領有権を一層強固にして実効的支配を強化する為、次の事を積極推進しようと思います」¹⁰⁾

長官による発言はまだ続くのだが、ここで先ず確認しよう。韓国の海洋行政から見た「竹島の日」への対抗措置。そこで使われたキーワードこそ

「実効的支配、強化」なのである¹¹⁾。そしてその為、以下三点を推進すると論じたのだった¹²⁾。

第一に韓国国民の間にある新・日韓漁業協定に対する誤解を払拭し、協定維持の重要性を明らかにする事である。実は、韓国では同協定により竹島領有権が毀損され、日本側の攻勢を招く結果となったとの考えがあったのだ。それ故、海洋当局として先ずは国民の不満への対処策を論じたのである。

第二に、竹島の施設整備に当たるとした。従来まで竹島は入島が制限されていたのである。しかし韓国政府は竹島への入島緩和措置をとり、観光客が増大する見込みとなったのだ。ただし、これは客の利便性確保のみを追究している訳でない。実は海洋水産部自身、この施設物の設置、補強もまた実効的支配強化に寄与する旨、論じているのである。

第三に、竹島に関する学術研究および広報の強化である。その目的は、内外に向けて竹島が韓国領である旨、知らせる事にあるのだと言う。

さて、以上の大枠を踏まえて、より細かい説明をイ=ヨンウ (이용우) 海洋水産部・企画管理室長が続けざまにしている。同氏はその中で竹島の実効支配強化策と銘打ち、具体的政策を数点提示しているのだ。その中に海洋調査活動の推進も挙げられていたのである。以下、参照されたい。

「竹島海域の水産資源調査および管理方案を準備します。国立水産科学院で推進中の竹島周辺漁業実態および資源研究結果を土台に、竹島海域の水産資源の総合管理方案を樹立します。竹島の海洋生態系および環境変化に関する定期モニタリング体制を構築します」¹³⁾

「竹島海域における水産資源調査」、そして「竹島の海洋生態系および環境変化に関する定期モニタリング体制の構築」。これらが「竹島の日」制定に対する対抗措置 - 実効支配強化策 - として位置づけられたのである。それも、ただ調査するだけではない。長官が行った三点目の発言を再確認しよう。広報活動に言及したのだ。しかし、それが調査活動とどのように関係してくるだろうか。その点は次章で論じよう。

二 政府主導の第一次、第二次竹島総合調査

「実効支配強化」、「竹島海域における水産資源調査」、「竹島の海洋生態系および環境変化に関する定期モニタリング体制の構築」、「広報」。これらは 2005 年の「竹島の日」の制定を以って、急に出てきたキーワードでない。海洋水産部自身が 1999 年から関わってきた竹島近海調査から論じられていた事なのであり、いわばセットのようなものであった。以下、その点について説明に入りたいのだが、その前に確認しておくべき事がある。1999 年以前の調査についても少し触れておく必要があるのだ。その対比作業なくして、1999 年になされた竹島調査の（韓国側から見た）意義が見えてこない。それでは以下、時代をさらに遡って検討して見よう。

竹島近海での調査は過去からなされていた¹⁴⁾。まずは民間レベルでなされた例をいくつか挙げて見よう。1981 年、韓国自然保存協会は海洋無脊椎動物、海藻類等を調査した。そして 1991 年、島研究会が海洋細菌、植物プランクトン、海藻群落、軟体動物等を調べている。また、1995 年には自然保護中央協議会が沖合の微細生物、プランクトン、海藻類、軟体動物、十脚類を調べた。そして 1997 年には竹島研究保全協会もバクテリア、植物プランクトン、動物プランクトンを調査している（これ以外に個人による研究も存在するが、割愛したい）。

さて、調査は民間レベルだけでなされた訳でない。韓国政府も竹島近海で活動していたのだ¹⁵⁾。例えば 1954 年、韓国海軍水路局（現・国立海洋調査院）が竹島周辺約 1 キロメートルで露出岩および水深調査を実施した。また 1989 年、交通部水路局（現・国立海洋調査院）が水路測量を行っている。そして 1997 年には韓国海洋研究所（現・韓国海洋科学技術院）、韓国資源研究所（現・韓国地質資源研究院）、国立海洋調査院が地形、重力、地磁気等を調べた。いずれによせ、民間、政府を問わず、過去から竹島が調査の対象であった事を確認しておこう。

さて、ここで紹介したいのが「竹島生態系等基礎調査研究」¹⁶⁾（以下、「第一次調査」とする）である。同調査は海洋水産部により 1999 年から 2000 年にかけてなされた。それでは「第一次調査」の目新しさは過去の研究と比べてどこにあったのか。それは第一に「政府主導」であった点、そ

して第二に「竹島総合調査」であった点にある。この研究は、両者が合わさったからこそ（韓国側から見た場合）意義を有するのだ。

実は先程紹介した民間による諸研究は「第一次調査」で批判の対象となっている。何故か。各研究は「断片的に遂行され、総合的分析が難しく、生産された資料の互換性が欠如」¹⁷⁾ していたのである。研究主体がバラバラであり、それぞれの調査対象、手法は異なる。調査項目も限定的であった。竹島研究を志向していたものの、それを先行研究として利用するのが困難な状況にあったのだ。

これを乗り越える為の調査が「第一次調査」なのである。いわば将来に渡って「積み重ね可能な」、「総合調査」を志向した訳だ。事実、当該研究は韓国海洋研究所が主導したが、それ以外にソウル大学、漢陽大学、光州大学、東国大学の各教授、国立海洋調査院、韓国資源研究所、韓国海洋水産開発院、韓国野生化研究所、国立中央科学館、水産業協同組合等からも研究要員を得ており、また資料等の提供であればそれ以外の機関（海洋警察庁、鬱陵郡庁、鬱陵警察署、竹島灯台等）からも支援を受けていた¹⁸⁾。韓国国内の多くの研究部門、専門家、行政機関が関与した訳だ。

それでは、「政府主導」で行う事的重要性は何か。この点を韓国海洋研究所は竹島の領有権問題とからめて説明している。彼等は韓国の領有権主張の正当性を訴える際、実効的支配の側面に注目しているのだ。そして、かかる観点から竹島総合調査を行い、世界にその研究成果を伝達するということのである。以下、参照されたい。

「このような自然生態資料の結果物を、国際社会に大韓民国の名で配布し、竹島が韓国で科学的、平和的に管理されている事を知らせるべきだろう。このような措置は、実効的支配を強化する方案として評価できるだろう」¹⁹⁾

以上の論理、見覚えがないだろうか。2005年、海洋水産部が論じた対抗措置で使用された論理を想起されたい。あの時も彼等は、竹島の調査を実効支配強化という概念で説明し、さらにその結果を広報すると論じたのだ。

彼等にとり、竹島近海に関する知識を取得すると言う事は、実効支配という概念と関わっているのである。そしてその研究成果を宣伝する事により韓国政府の領有権主張が有利になるとのロジックを有しているのだ。反対に、1999年以前の研究は領有権主張を展開する上で有意義とは言い難かった訳である。ここで以下の指摘も参照されたい。やや長いが、彼等の考えの大枠を理解する上で極めて重要である。

「本研究は既存の散発的に遂行されてきた竹島周辺海域に対する自然的特性を初めて政府主導で、総合的に体系的な調査を遂行したという点で意義がある。本研究の結果を国際社会に伝播することにより日韓領有権論争の時、竹島を科学的な国土管理対象とみなし、実効的な管理をしているという根拠として活用できるだろう。竹島に対する領有権は歴史的な権原がどこにあるのか、誰が実効的支配をしているのかに問題が帰着するものと考えられるところであり、現在、実効的な占有をしている我が国が竹島に対し総合的で体系的な調査を持続的に遂行し、国土管理を行っている点を国際社会に認識させ、広報すべきだろう。既存の竹島に対する調査は個人または民間団体次元で遂行された関係により、調査分野および期間が制限され、これにより十分な資料の供給が成し遂げられなかったのが実情だった。従って、将来も政府が主導し、自然科学的な調査を季節別、または月別に持続的に遂行し、現在まで、充分でなかった調査および間違った資料の補正作業を進行することが何よりも重要だと考える」²⁰⁾

以上の思いのもと、5隻の調査用船艇が使用された。韓国海洋研究所のオンヌリ号(온누리호)と離於島号(이여도호)、釜慶大学のタムヤン号(탐양호)、ダイビング専用船タムヘ号(탐해호)、そして漁船エムマ号(엠마호)である²¹⁾。なお、離於島号がこの時から既に使用されていた事を確認しておこう。

それでは具体的にどこで調査を実施したのだろうか。実は調査領域は広く、かつ観測箇所も多い。それ故、本章は前章で海洋水産部が実効支配強化の名の下、志向した海洋調査 - すなわち竹島近海における水産資源調査、

竹島の海洋生態系および環境変化に関する定期モニタリング体制の構築 - に注目して、一部を紹介しようと思う。

先ず、竹島を中心とした放射型の調査地点がある²²⁾。図4におけるA0からA20、計21箇所に注目して頂きたい。調査地点の間隔は約5マイル²³⁾。調査目的に従い、全て、或いはその一部を使用し、データを収集していたのである²⁴⁾。

調査項目についても記しておこう。海洋生態系調査であれば超微細プランクトン、動物プランクトン、仔稚魚、中型・大型低棲生物等を、海洋特性分布調査であれば水温、塩分等を、そして水質環境調査であれば重金属、有機汚染物質等を調査したのだった²⁵⁾。

なお、この調査は時期選定の面でも工夫が加えられていた²⁶⁾。従来の竹島調査は夏季に集中していたのだ。それ故、海洋水産部による「第一次調査」はあえて春季、秋季（1999年9月/10月と2000年5月）の調査を試みたのである。

図4. 竹島を中心とした放射型の調査地点（A0からA20）²⁷⁾

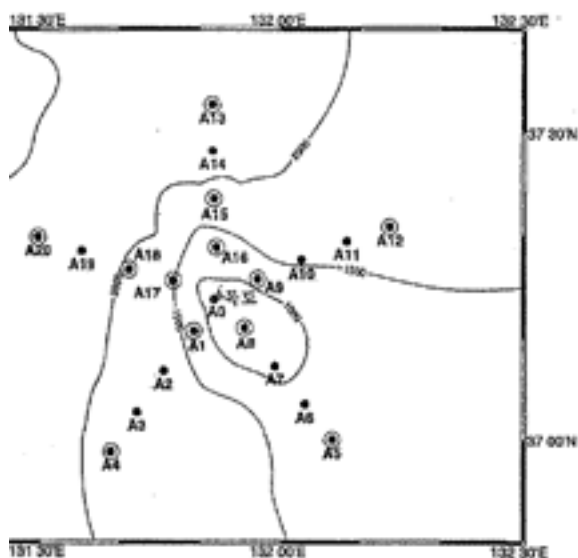


図 5. 21 個調査地点の位置 ²⁸⁾
(左から二列目が緯度、三列目が経度)

가을철 관측 (1999/09/28~10/02)						
점명	위 치		수심 (m)	관측시각	관측수심	비 고
	위 도	경 도				
A00	37° 13.809'	131° 51.764'	101.6	09/29/11:25	관측	
A01	37° 10.735'	131° 49.256'	1915.0	09/29/07:18	관측	
A02	37° 06.919'	131° 45.686'	2037.0	10/01/13:06	표층~500 m	
A03	37° 02.573'	131° 42.374'	2140.5	09/29/05:10	표층~500 m	
A04	36° 59.181'	131° 38.156'	2133.4	09/29/03:02	관측	
A05	37° 00.377'	132° 06.342'	1967.0	09/29/22:23	관측	
A06	37° 03.408'	132° 02.810'	1568.0	09/29/19:26	표층~500 m	
A07	37° 06.778'	131° 59.202'	1194.0	09/29/18:17	표층~500 m	
A08	37° 10.854'	131° 55.698'	945.0	09/29/14:07	관측	
A09	37° 15.649'	131° 57.904'	1151.4	09/30/06:06	관측	
A10	37° 17.414'	132° 02.526'	1761.0	09/30/04:56	표층~500 m	
A11	37° 19.119'	132° 06.808'	1280.0	09/30/04:04	표층~500 m	
A12	37° 20.382'	132° 13.366'	1218.0	09/29/23:38	관측	
A13	37° 31.666'	131° 50.000'	2347.7	09/30/14:45	관측	
A14	37° 28.130'	131° 51.030'	2277.4	09/30/12:20	표층~500 m	
A15	37° 22.758'	131° 51.299'	2106.2	09/30/10:11	관측	
A16	37° 18.515'	131° 52.120'	668.3	09/30/06:48	관측	
A17	37° 15.079'	131° 46.260'	902.0	09/30/19:42	관측	
A18	37° 16.806'	131° 40.622'	2165.0	09/30/23:40	관측	
A19	37° 18.529'	131° 35.597'	2385.0	10/01/01:36	표층~500 m	
A20	37° 19.448'	131° 29.459'	2333.0	10/01/02:36	관측	

さて、次に竹島沿岸域における調査地点も確認しよう。当点は海洋生物資源調査の際、利用された。実はこの調査、具体的には漁具漁業調査と潜水調査に二分される ²⁹⁾。前者は漁船（エムマ号）による刺網、筌（うけ）を使った漁獲調査であった。一方、後者は実際にダイバーを五つの地点で潜らせて、海藻類、無脊椎動物、そして魚類等の調査を実施したのである。

図 6. エムマ号 ³⁰⁾



[그림 3-2] 조사선 엠마호(울릉도 선의 요정어제님가 머신 977호)

図7. 漁具漁業調査の調査地点（定点1 - 定点4）³¹⁾

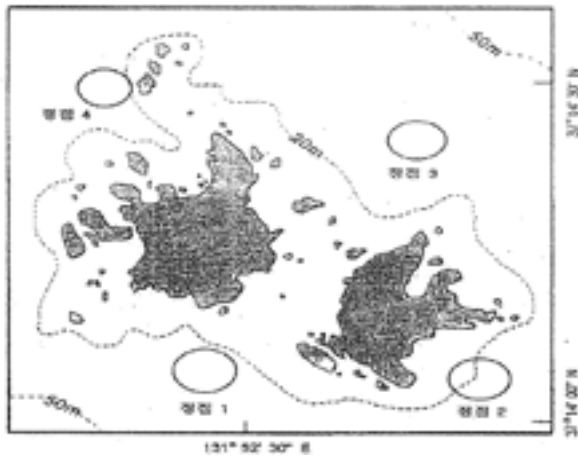
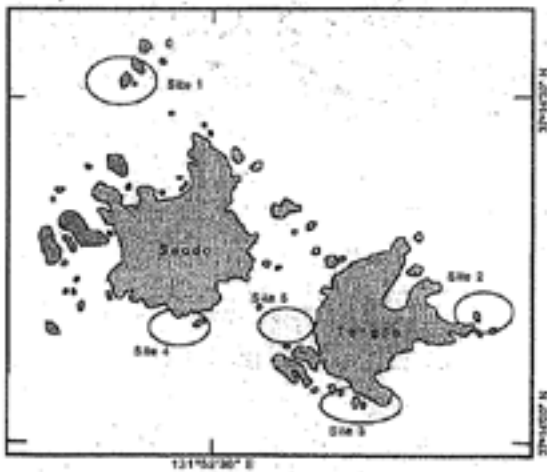


図8. 潜水調査の調査地点（Site1 - Site5）³²⁾



さて、彼等は極めて強い政治目的を有して海洋調査活動に邁進していた訳である。事実、海洋調査の遂行が、竹島の実効支配強化策として位置づ

けられていた。ここで、韓国側から見た竹島近海の「政治的価値」を理解する為、あえて竹島の「経済的価値（水産資源）」を確認しておこう。

竹島周辺漁場は 74 海区と 346 海区に分かれるのだが（図 9 参照）、そこではスケトウダラ、スルメイカ、カレイ等がとれる³³⁾。74 海区の生産量は 2661M/T、生産額が約 84 億ウォン（図 10、図 11 参照）。一方 346 海区は生産量 1269M/T、生産額が約 39 億ウォンとなる（図 10、図 11 参照）。

確かに 346 海区と対比すれば 74 海区の経済価値は大きい。しかし、韓国全体の水揚げの中で竹島周辺漁場が占める割合は生産量、生産額ともに 1%以下である (図 12 参照)。竹島周辺漁場の経済的価値を否定する必要は無いだろうが、一方でこの程度の漁場に対し韓国政府がここまで躍起になるとも思えない。逆説的だが、彼等から見た政治的価値 - 実効支配強化策 - の大きさが見えてくるのではないか。

図 9. 竹島周辺漁場 (74 海区/346 海区) ³⁴⁾



[그림 9-9] 독도주변어장 (74해구, 346해구)

図 10. 竹島周辺漁場の海区別、魚種別
年平均 (1995 - 1997) 生産額 (推定値) ³⁵⁾

〔표 9-34〕 독도주변어장의 해구별·어종별 연평균(1995-1997) 생산액

(단위: 원천)

해구번호	소게	복어	오징어	가자미류	기타
74해구	8,427,517	68,016	8,044,808	41,063	273,630
346해구	3,895,440	5,968	3,240,048	7,466	633,258
합 계	12,322,957	73,984	11,284,856	48,529	906,888

図 11. 竹島周辺漁場の海区別・魚種別生産量 ³⁶⁾

〔표 9-31〕 독도주변어장의 해구별·어종별 생산량

(단위: M/T)

해구번호	소게	복어	오징어	가자미류	기타
74해구	2,661	12	2,533	11	105
346해구	1,209	1	1,023	2	243
합 계	3,870	13	3,556	13	348

図 12. 竹島漁場の生産が水産物総生産及び
一般海面総生産に占める比重 ³⁷⁾

〔표 9-36〕 독도어장 생산이 수산물총생산 및 일반해면 총생산에서 차지하는 비중

구분	수산물전체* (A)	일반해면** (B)	독도어장 (C)	C/A	C/B	비고
생산량(M/T)	2,834,415	1,308,336	3,900	0.14%	0.30%	
생산액(천원)	4,542,534,413	2,293,637,260	12,322,957	0.27%	0.54%	

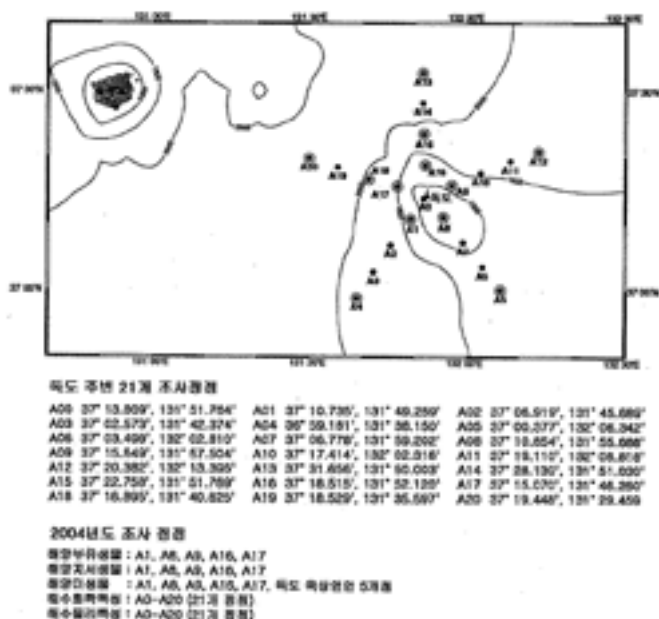
ここで議論を戻そう。1999 年から 2000 年にかけて彼等は初めて政府主
導の竹島総合調査(「第一次調査」)を実施した。そして、ここで時間軸が
少し進む。2004 年から 2005 年である。この時、海洋水産部は新たな調査

に乗り出したのだ。「竹島海洋生態系調査研究」³⁸⁾である。いわば、二度目の政府主導の竹島総合調査が行われたのだ（以下、同調査を「第二次調査」とする）。

この調査を通して、彼等は大きな進歩を成し遂げる。それは、「第一次調査」によって批判されていた点 - 「(従来の研究は)断片的に遂行され、総合的分析が難しく、生産された資料の互換性が欠如(していた)」という点 - を乗り越えたのである。いわば、「互換性が欠如した竹島研究」の生産を食い止め、「積み重ね可能な竹島研究」を行う事に成功したのだ。

具体的に見ていこう。研究機関や研究責任者等は前回の調査から（全員では無いにせよ、一部）引き継がれており、調査地点も同じものが使われた。例えば調査は韓国海洋研究院主導でなされた³⁹⁾。「第一次調査」と同様である。そして総括研究責任者はパク=チャンホン(박찬홍)⁴⁰⁾。「第一次調査」では細部研究責任者として参加していた人物である⁴¹⁾。

図 13. 竹島を中心とした放射型の調査定点 (2004~2005)⁴²⁾



調査した場所も確認しよう。図13は「第二次調査」で使用された放射型の調査地点である。緯度経度を確認されたい。「第一次調査」と同様の場所でデータ採取をしている事が分かる。事実、彼等自身、当該研究において「第一次調査」で得られたデータとの比較にも言及しているのだ⁴³⁾。これは従来の研究では得られなかった成果である。「積み重ね可能な竹島研究」の登場と言って良い。それを「第一次調査」同様、彼等は政府主導で行ったのであり、成果物を広報する意義にも言及しているのだ⁴⁴⁾。

さて、互換性の確保は放射型の調査地点だけでない。「第二次調査」でも竹島沿岸域における生物調査を実施しているのだが、当該部分に関する報告の冒頭には「2000年に実施した定点と同一の地域で実施した」⁴⁵⁾とある(ただし、調査当日、波が高かった為、一部調査しか出来なかったとも論じている⁴⁶⁾)。先ほど取り上げた、放射型の調査地点に基づいた研究同様、ここでも「第一次調査」と「第二次調査」、それぞれで得られたデータを対比して研究を推し進めている⁴⁷⁾。

以上から見て分かるように、彼等は「第二次調査」を以って、一つの方向性を示す事に成功した。先ず、「第一次調査」により「政府主導の竹島総合調査」を実施する事に成功した。そして、それが「実効支配強化策」と位置づけられており、そうであればこそ、彼等は研究成果の「広報」に言及したのである。この流れは「第二次調査」でも変わらない。以下、第二次調査で記されていた文言である。

「本研究は、対外的に日本の持続的な竹島領有権主張に備え、竹島に対する実効的支配国として、国土の自然形成資料を確保する事により、優越的な地位の確保と国際的な広報の必要性に応えようと遂行した」⁴⁸⁾

以上を踏まえた上での「積み重ね可能な竹島研究」の誕生なのである。ただ、ここで問題がある。「第二次調査」は彼等が抱いていた懸念を全て解決できた訳でもないのである。それは何か。「継続性の問題」である。「第一次調査」と「第二次調査」の間には4年間の空白が存在する。「継続性」に難があったと言わざるを得ない。

しかし、ここで思わぬ「追い風」が吹くのである。「竹島の日」だ。「第二次調査」の最終報告書が出た 2005 年、事態は再び動くのである。この点は次章で論じよう。

三 竹島の持続可能な利用に関する法律

2005 年 3 月、「竹島の日」が制定された。そして、それに対し動きを見せたのは韓国政府（海洋水産部）だけでない。韓国議会もまた行動に出たのだった。同年 4 月 26 日、「竹島の持続可能な利用に関する法律」を制定したのである。さて、それでは同法はいかなる特徴を有するのか。同法の制定を主導したイ＝シジョン（이시중）委員は以下五点にまとめて説明している。参照されたい。

「第一に、竹島と周辺海域の海洋生態系と海洋水産資源の合理的な管理・利用方を定めることにより、竹島の持続可能な利用を下支えする事をこの法案の目的とし、

第二に海洋水産部長官は竹島の持続可能な利用の為の基本計画を 5 年ごとに樹立し、毎年度施行計画を樹立するようにし、

第三に竹島の持続可能な利用の為の基本計画を審議する為、海洋水産部長官を委員長とする竹島持続可能利用委員会を構成するようにします。

第四に、竹島の海洋生態系及び海洋水産資源に関する知識情報の円滑な生産と普及のため、データベースを構築できる根拠と、関連研究を遂行できる研究機関の設立および指定根拠を準備し、

第五に、竹島義勇守備隊員の支援に関する事項と竹島義勇守備隊に関する学術研究、記念事業の推進および竹島義勇守備隊員の国立墓地への安らかな埋葬に関する事項を含めました」⁴⁹⁾

法律が制定されたのは 4 月 26 日。そして、その内容は（第一章で取り上げた）3 月 22 日の海洋水産部による対日措置と重なる点がある。竹島における海洋生態系、海洋水産資源に言及しているのだ。しかし、本章が確認したいのは、そこではない。同法の第四条第一項、第五条の②、④、そ

して第九条に注目したいのだ。以下、参照されたい。

第四条第一項

海洋水産部長官は、竹島の持続可能な利用のための基本計画を五年毎に樹立、確定しなくてはならない

第五条

基本計画には次の各号の事項が含まれなくてはならない。

②竹島と竹島周辺海域の生態系と自然環境の保全に関する事項

④竹島周辺海域の海洋水産資源の利用の為の研究、調査に関する事項

第九条

海洋水産部長官は第五条各号の事項と関連した研究を遂行するため、研究機関を設立、指定・運営したり、関係中央行政機関の長にその機関の設立、指定・運営を要請したりできる

第五条より、彼等が竹島周辺海域において海洋水産資源の調査を法に明記した点が分かる。さらにその調査事業が第四条第一項により長期計画の対象となってしまったのだ。いわば単年度の竹島調査ではなく、長期間の調査の法的土台が出来たわけだ。そして同法制定以後、竹島調査は「海洋水産部による一事業」ではなく、「法定調査」となってしまった点も確認しておこう。さらに第九条により竹島近海調査を担う研究機関も法律により定められる事となった。そして、その指定を受ける事が出来た機関こそ、今まで「第一次調査」、「第二次調査」を主導した韓国海洋科学技術院なのである。指定を受けた同院は2006年6月、「竹島の持続可能な利用研究」を開始する⁵⁰⁾。なお、その研究責任者はパク＝チャンホン⁵¹⁾。「第一次調査」、「第二次調査」からの人的継続性も確保されているのである。

さて、ここで時間を少し戻したい。法律制定以後の動きを見ておこう⁵²⁾。2006年1月、「竹島持続可能利用委員会」が構成され、同年、1月から3月にかけて「竹島の持続可能利用、基本計画」の案が準備されている。そし

て4月11日、先ほどの委員会が同案を審議しているのだ。なお5月4日にはカン＝ムヒョン(강무현)海洋水産部次官が「竹島の持続可能な利用基本計画」を発表している⁵³⁾。そして、それにより莫大な予算が論じられている事を確認できるのだ。

そこでは5年間に342.5億ウォンの予算が投入される旨、説明している。なお、具体的には5つの分野が立てられた。第一に「竹島と竹島周辺海域の生態系と自然環境保全(78億ウォン)」、第二に「竹島周辺海域の海洋水産資源の合理的利用(68.7億ウォン)」、第三に「竹島内施設等の合理的管理・運用(99.3億ウォン)」、第四に「竹島関連の知識情報の円滑な生産普及(35.4億ウォン)」、そして第五に「鬱陵島と連携した竹島管理体制構築(61億ウォン)」である。

図 14. 「竹島の持続可能な利用に関する法律」に付随した投資計画⁵⁴⁾

○ 분야별 투자계획

분야 별	총사업비 (백만원)	연차별 투자규모(백만원)				
		2006	2007	2008	2009	2010
독도와 독도주변해역 생태계 및 자연환경 보전	7,800	1,234	2,710	1,320	1,210	1,326
독도주변해역 해양수산자원의 합리적 이용	6,870	670	800	1,800	1,800	1,800
독도 안 시설 물의 합리적 관리·운용	9,935	2,825	4,560	2,100	300	150
독도관련 지식정보의 원활한 생산·보급	3,540	670	755	680	805	630
울릉도와 연계한 독도관리체계 구축	6,100	900	1,500	2,550	560	590
계	34,285	6,299	10,325	8,450	4,675	4,496

図 14 から確認できるように、極めて多額の予算が定期的に投入される予定であったのだ。ただ、海洋水産部の思惑と異なり、実際は予算が減らされた点もあったのだが⁵⁵⁾、法定調査を支える程度の長期的、安定的な財政基盤が出来た点には変わらない。彼等はこのような構図を2005年、確保できたのだった。

さて、本稿の関心は上記五分野の内、第一、および第二に当たる領域なので、ここで、もう少し詳細に検討しておきたい。

「竹島と竹島周辺海域の生態系および自然環境保全」⁵⁶⁾。これを目的に彼等は竹島、竹島周辺海域の生態系に対するモニタリングを遂行し、調査結果を持続的にデータベース化すると発表した。そして、これを基礎に合理的、科学的基盤の下、生態系の復元および環境保全のため、政策方向を定めるとしたのである。

さて、ここでいう「モニタリング」とは何だろうか。実は周辺海域におけるプランクトンの調査の他、海水の循環、海流分布、深層水の変化、地質特性等の調査を指しているのである。この点、同法第九条により指定された韓国海洋科学技術院（パク＝チャンホン）が対処する訳だ。

一方の「竹島周辺海域の海洋水産資源の合理的利用」にも触れておこう⁵⁷⁾。この為、竹島周辺海域の漁業実態および水産資源の調査を遂行する旨、論じた。こちらの調査は国立水産科学院が対応する。事実、彼等は当該時期、「竹島の持続可能な利用に関する法律」に基づく法定調査として「竹島周辺海域の生態系基盤水産資源研究」を実施しているのだ⁵⁸⁾。

「竹島の持続可能な利用に関する法律」の影響は大きい。同法の制定を以って、「第一次調査」から彼等が目指していた調査の大枠が完成した事となる。竹島近海の海洋調査は長期性、安定性を得たのであり、恒例行事となってしまうのだ。

結

韓国海洋科学技術院所属の離於島号、長木2号、そして国立水産科学院所属の探求20号。これら調査船は竹島近海で調査活動を実施して来た。それでは当該船舶は韓国政府のいかなる意図の下、調査に従事しているのだろうか。本稿の目的はこの点を明らかにする事だった。いわば、調査船の動向を念頭に、韓国政府の海洋政策を検討しようとした訳である。以下、本稿の議論をまとめておこう。

韓国政府の意図を理解する為には、時間軸を90年代後半まで遡る必要がある。その上で、「第一次調査」、「第二次調査」、そして「竹島の持続可

能な利用に関する法律」の三点に注目する必要があるのだ。

「第一次調査」で従来の竹島研究は批判の対象とされ、海洋水産部は「政府主導」の「竹島総合調査」を実施した。そして、その調査が竹島における実効支配強化策として位置づけられていた事も確認されたい（その法的評価は別問題である。注 11 を参照）。そうであればこそ、彼等はその研究成果を内外に広報するとの立場を有していたのだ。逆に竹島の経済価値（水産資源）だけに注目した場合、韓国政府がここまで調査に対し躍起になっていたかどうか疑わしいとも言えよう。

さて、その「第一次調査」にも限界は存在した。「積み重ね可能な竹島研究」ではなく、さらに「研究の継続性」でも心細いものがあった。これに対処出来たのが「第二次調査」であり、「竹島の持続可能な利用に関する法律」である。前者により調査地点、調査機関等が引き継がれ、対比可能な研究が生産される事となる。また後者により彼等は、継続的な竹島調査の基盤を構築する事に成功したのだ。

ここで本稿の問題意識に対し、結論を提示できよう。韓国政府の意図とは何か。竹島を「政府主導」で「総合調査」する。そして、それこそが同島への「実効支配強化策」となると捉えていたのだ。いわば特定地点で採取されるプランクトンや塩分濃度、水産資源の実態を把握している事が領有権主張を展開する上で有利だとの思いを抱いているのである。以上の思いがあればこそ、彼等は 90 年代後半から「積み重ね可能」で、「継続的な」「水産資源調査」、「海洋生態系調査」を志向したのであった。勿論、その研究成果を内外に「広報」⁵⁹⁾する事は言うまでもない。これらが全てセットなのである。かかる政府の意図の下、韓国海洋科学技術院、そして国立水産科学院⁶⁰⁾等は竹島近海で調査活動を実施していたのだ。離於島号、長木 2 号、そして探求 20 号等を竹島近海で確認した時、我々は以上のような経緯があった事を想起する必要がある。彼等はあくまで、実行部隊に過ぎないのだ⁶¹⁾。

※本稿の議論はどこまでも筆者個人の見解である。筆者が所属する組織 - すなわち海上保安庁 - の見解とは一切関係ないことを強調しておく。

注

1) 竹島近海における海洋調査と言えば、メタン水化物（メタンハイドレート／ガスハイドレート）の開発を想起する者もいよう。本稿の議論との混同を避ける為、以下、この点に関し、簡単に説明しておきたい。

まず、メタン水化物の存在が論じられた契機は1992年の韓国とロシアの間でなされた、日本海国際共同研究である⁶²⁾。そこで同資源の存在可能性が提起されたのだ。そして1995年、対馬海盆における調査でその証拠が見出されたのである。なお1996年、韓国資源研究所がメタン水化物に関する基礎研究を実施している。その後、1997年、1998年とさらなる調査により同資源の存在が確認されたのだ。問題はその場所である。韓国政府は日本海で海底鉱物資源調査を遂行していた所、竹島付近でメタン水化物が存在する可能性に気付いたのだ⁶³⁾。以下、2000年になされた海洋水産部による議会説明である。

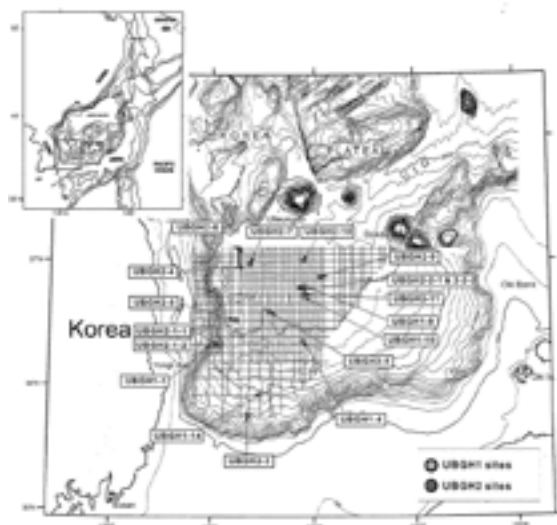
「1997年から1999年まで6億ウォンの予算で竹島を含めた日本海海域に対するメタンガス水化物（別名ハイドレート）等、約1800キロの海底鉱物資源探査を実施して来たところです。その結果1998年、1999年、竹島海域でメタンガス水化物と推定される堆積層と燐鉱石鉱物と予想される集散地を発見したところですが、正確な賦存量及び賦存状態の確認の為、今後、精密なボーリング探査が必要であると思われます」⁶⁴⁾

事実1999年、海洋水産部は「次世代新エネルギー資源であるメタン水化物開発」と言うプロジェクトを通して、竹島北部海域を調査した事がある⁶⁵⁾。以上の経緯から確認できるように、竹島とメタン水化物がセットのように論じられた時期は確かにあった。しかしその後、韓国地質資源研究院が調査、試掘した箇所は竹島からやや離れた海域である（次頁の図15を参照。対馬海盆周辺部に散在）。その内、実際に初めてガスハイドレートが採取されたのは2007年6月19日であり、場所はUBGH1-10であった（図15を参照。竹島南西海域、鬱陵島南方海域に所在）⁶⁶⁾。

ただ、韓国地質資源研究院が以上の流れとは別に、竹島関連業務を続けている事は事実であり、その点が紛らわしいとも言えよう。例えば2004年には竹島北部海域の海底地質図（18500平方キロ）を作成しており、翌2005年にはそれを『海底地質図第18集』として発刊している⁶⁸⁾。また2013年には竹島南部海域の1次調査を完了させて

おり、2014 年には同海域の 2 次調査も完了させた⁶⁹⁾。そして 2015 年には同海域の目標探査面積 (11000 平方キロ) を 100 パーセント達成した旨、論じ、『海底地質図第 22 集』を発刊したのである⁷⁰⁾。なお、これ以外に同院は (周辺海域ではなく) 竹島そのものの地質調査も実施し、2012 年に報告書を提示している⁷¹⁾。ただ、これらいずれの動きも、メタン水化物開発とは分けて考えるべきだろう。

図 15. ガスハイドレート調査地点⁶⁷⁾



- 2) 한국해양연구원, 『한국해양연구원 2007 년도 연보』、2008 年、27 頁。
- 3) 한국해양연구원, 「연구선 운항 결과보고서 (선명 : 장목 2 호／항차 : HJ2-16-09)」、2016 年 5 月 9 日。なお、長木 2 号の竹島初就航は 2013 年である事も確認されたい。한국해양연구원, 『한국해양연구원 2013 년도 연보』、2014 年、61 頁。

上記に記載されている同号の竹島初就航を扱った写真の撮影日 (2013 年 7 月 16 日) を確認する為、以下 HP を参照 (筆者自身、2017 年 11 月 15 日に閲覧)。

<https://ipphoto.kiost.ac.kr/www/selectPhotoInfoWebView.do?key=213&ctgryNo=42&photoInfoNo=129130&pageUnit=36>

- 4) 국립수산물과학원, 「독도바다 과학어탐으로 도루묵과 오징어 확인」、2014 年 6 月 17 日。なお、探求 20 号による竹島近海調査は一時的なものでない。その前後にも

竹島近海に出没している。以下、一部を紹介しよう。2013年5月11日から17日の間、「竹島周辺海域水産資源および環境調査」を名目に出現している。また同年7月15日から25日の間、「竹島および深海生態系水産資源および環境調査」を実施した。なお同期間（すなわち7月15日から25日の間）「竹島周辺海域中層トロールおよび刺網漁獲試験調査」をも実施している。一方、2014年5月24日から6月3日の間、「竹島および深海生態系水産資源調査」を、2014年7月15日から24日の間、「竹島 - 鬱陵島周辺海域の水産資源調査」を行った。국립수산과학원、「주간 주요업무 추진상황」(2013年5月13日 - 5月24日版)、2013年。국립수산과학원、「주간 주요업무 추진상황」(2013年7月15日 - 7月26日版)、2013年。국립수산과학원、「주간 주요업무 추진상황」(2013年7月22日 - 8月2日版)、2013年。국립수산과학원、「주간 주요업무 추진상황」(2014年5月26日 - 6月13日版)、2014年。국립수산과학원、「주간 주요업무 추진상황」(2014年7月14日 - 7月25日版)、2014年。

図 16. 国立水産科学院による調査船の将来配置予定図



なお、探求 20 号が今後も継続して日本海側に現れるとも言えまい。事実、国立水産科学院は将来計画において同号を黄海に配置し、探求 22 号を日本海に持ってくるとの予定図を公表した事がある（図 16 を参照）。국립수산과학원、「2016 년도 주요 업무계획 - FTA 를 활용한 수산업 경쟁력 강화 적극 추진 -」、2016 年、16 頁。

- 5) 筆者が依拠している方法論の詳細は以下で論じた。野中健一、「韓国から見たシンブン号事件」、海上保安大学校編、『海保大研究報告』、2014 年、53 頁 - 56 頁。野中健一、

- 「韓国領海内を航行する北朝鮮商船に対する海洋警察庁の対応」、海上保安大学校編、『海保大研究報告』、2014 年、90 頁 - 92 頁。野中健一、「韓国・海洋警察庁の竹島警備」、海上保安大学校編、『海保大研究報告』、2014 年、126 頁 - 128 頁。野中健一、「韓国政府から見た竹島の法的地位 - 国連海洋法条約上の「岩」から「島」への転換 - (その 1)」、海上保安大学校編、『海保大研究報告』、2016 年、51 頁 - 53 頁。
- 6) 立本成文、「地域研究の構図 - 名称にこだわって」、国立民族学博物館地域研究企画交流センター編、『地域研究論集』(Vol. 1 No. 1)、平凡社、1997 年、19 頁 - 33 頁。
- 7) 山本博之、「新しい地域研究をめざして」、地域研究コンソーシアム『地域研究』編集委員会編、『地域研究』(Vol. 12 No. 2)、昭和堂、2012 年、12 頁 - 13 頁。
- 8) 廣瀬肇、「平成 18 (2006) 年 4 月、海上保安庁は竹島周辺海域の海底調査を実施しようとした。これに対し、韓国側が、だ捕さえも含むあらゆる手段を使ってもこれを阻止するといった姿勢を示し、警備艦 18 隻を出動させたという、竹島周辺海域を巡る海洋調査問題で、竹島近海の状況が緊迫する可能性が生じ、最終的に外交的手段で解決された事例と、関連する諸問題」、『捜査研究』(2016 年 1 月号)、東京法令出版、2016 年、97 頁 - 108 頁。
- 9) 국회사무처편、「제 252 회국회 농림해양수산위원회 회의록 제 4 호」、2005 年 3 月 22 日、3 頁。국회사무처편、「제 253 회국회 통일외교통상위원회 회의록 제 2 호 (부록)」、2005 年 4 月 19 日、17 頁。
- 10) 국회사무처편、「제 252 회국회 농림해양수산위원회 회의록 제 4 호」、2005 年 3 月 22 日、2 頁。
- 11) 韓国政府は、竹島における実効支配強化をキーワードに、同島の近海調査を行った。ただ、ここで疑問も生じよう。三好正弘は、決定的期日以後になされた実効的行為は法的に無意味である旨、論じているのだ。竹島問題を巡る決定的期日を同氏が主張するように 1952 年と捉えるか、或いは 1954 年と捉えるか等は別として、それ以後に取られた措置に法的な意味があるのかという訳だ。ただ筆者自身、この指摘は傾聴に値すると捉えるものの、韓国政府の言動を理解する上であまり有効でないと考える。以下、筆者の考えを記しておきたい。
- 先ず、韓国政府は竹島を占拠している側にある。彼等はそれを維持したい訳だが、その方策を既に国会で論じている。「竹島問題が国際紛争対象になる事を遮断しつつ、我々の実効的支配を継続する道だけが竹島の領有権保存の為の最善の方策」なのだ。

その上で「持続的で平和的な国権行使 (Continuous and peaceful display of state authority) が領有権の強化の為、最も重要な要件」であるとも論じている。彼等の竹島政策を理解しようとする際、先ずは以上の点を念頭に置いておきたい。

さて、ここで疑問が生じる。日本政府の領有権主張はどのように整理するのだろうか。実は彼等自身、日本政府がいくら領有権を主張したとしても、竹島は紛争地域にならないと言う。その理由は何か。「日本が根拠のない主張 (unfounded claim) をしている」為だと言う。そうであればこそ、日本側の主張は一蹴の対象なのだ。

これにより、竹島は日本政府が何を言ったとしても紛争地域となり得ず、「実効支配の継続」、「持続的で平和的な国権行使」が志向される事となる。海洋調査活動はその一環と理解すべきだろう。本稿は韓国が実際に展開している海洋政策に着目しているのであり、その国際法上の評価 (例えば三好が指摘している「対ブルガリア・ハンガリー・ルーマニア平和諸条約の解釈事件」への言及等) は別問題であると考える。

さて、参考までに一点。朱鎮吁委員は竹島問題に関し、決定的期日 - 1952 年 2 月 28 日 (1 月 28 日の誤記か) - 以後になされる実効的支配は「領有権判決の時、全く考慮の対象にならない」と論じた事がある。なお、政府はこの指摘に対し返答しなかった。

三好正弘、「竹島問題とクリティカル・デート」、島嶼資料センター編、『島嶼研究ジャーナル』(第3巻2号)、内外出版、2014年、28頁 - 49頁。국회사무처편、

「1999년도 국정감사 통일외교통상위원회 회의록 부록」(피감사기관・주일본국 대한민국대사관)、1999年10月4日、10頁。국회사무처편、「제244회 통일외교통상위원회 회의록 제2차 부록」、2004年1月16日、6頁 - 7頁。

국회사무처편、「1998년도 국정감사 농림해양수산위원회 회의록 부록」

(피감사기관・해양수산부)、1998年10月28日、61頁 - 62頁、123頁 - 127頁。

12) 本段落、及び以下三段落は、以下資料に基づいて論じられている。국회사무처편、

「제252회 국회 농림해양수산위원회 회의록 제4호」、2005年3月22日、2頁。

13) 同上、5頁。

14) 本段落は、以下資料に基づいて論じられている。한국해양연구소、『독도 생태계 등 기초조사 연구 【최종보고서】』、2000年、13頁 - 19頁。

15) 本段落は、以下資料に基づいて論じられている。한국해양연구원、『독도 해양생태계조사 연구 (최종보고서)』、2005年、9頁 - 10頁。

16) 한국해양연구소、『독도 생태계 등 기초조사 연구 【최종보고서】』、

- 2000 年。
- 17) 同上、1021 頁。
- 18) 同上、4 頁 - 6 頁。
- 19) 同上、1031 頁。広報戦略に関しては以下を参照。同上、958 頁 - 966 頁。
- 20) 同上、1029 頁。
- 21) 同上、6 頁。
- 22) 同上、269 頁。同上、12 頁、80 頁、323 頁も参照。
- 23) 同上、268 頁。
- 24) 同上、12 頁、80 頁、269 頁、323 頁。
- 25) 同上、11 頁、271 頁 - 274 頁、325 頁 - 328 頁。
- 26) 本段落は、以下資料に基づいて論じられている。同上、iii 頁。
- 27) 同上、269 頁。同頁にある図の一部を抜粋して掲載した。
- 28) 同上、268 頁。なお、当該時期は旧測地系（いわゆる동경측지계）を使用している。
- 29) 同上、142 頁 - 148 頁。
- 30) 同上、143 頁。
- 31) 同上、142 頁。
- 32) 同上、145 頁。
- 33) 同上、816 頁、818 頁。
- 34) 同上、791 頁。
- 35) 同上、818 頁。
- 36) 同上、816 頁。
- 37) 同上、820 頁。
- 38) 한국해양연구원, 『독도 해양생태계조사 연구 (최종보고서)』、2005 年。
実は同報告書において、一部、記述内容に疑念を抱かせる箇所がある。同書、xiv 頁
において当該調査が「初めて政府主導」でなされた研究である旨、論じているのだ。
しかし、これは事実に反する。そもそも、この頁の記述内容は「第一次調査」の vi 頁
／vii 頁とほぼ同じであり、コピー＆ペーストを連想させる。한국해양연구소、
『독도 생태계 등 기초조사 연구【최종보고서】』、2000 年、vi 頁 - vii 頁。
- 39) 한국해양연구원, 『독도 해양생태계조사 연구 (최종보고서)』、2005 年、
表紙。

- 40) 同上、頁記載無し（表紙を入れて二頁目。冒頭に「제출문」と表記）。
- 41) 한국해양연구소, 『독도 생태계 등 기초조사 연구 【최종보고서】』、2000年、頁記載無し（表紙を入れて二頁目。冒頭に「제출문」と表記）。
- 42) 한국해양연구원, 『독도 해양생태계조사 연구（최종보고서）』、2005年、253頁。以下も参照、同上、111頁、213頁。
- 43) 例えば以下を参照。同上、vi頁、vii頁、ix頁。
- 44) 同上、285頁 - 322頁。
- 45) 同上、234頁。
- 46) 同上。
- 47) 同上、236頁 - 246頁。
- 48) 同上、3頁。なお、以下のような指摘も存在した。「竹島の一般現況に関する内容は、現在我が国が実効的に竹島を支配している事実を知らせる事ができる有用な広報資料で、竹島の位置、島の構成、地質および気候、行政区域、施設、住民等の現況に対するものにより構成される」同上、xiii頁。「竹島に関する情報の取得」、「実効支配強化策」、「広報」はセットなのである。
- 49) 국회사무처편, 「제 253 회국회 국회본회의 회의록 제 8 호」、2005年4月26日、5頁。
- 50) 한국해양연구원편, 『한국해양연구원 2007 년도 연보』、2008年、27頁。なお「竹島の持続可能な利用研究」は『2010年度海洋水産発展施行計画』において、2009年度の実績を発表している。それによれば竹島周辺海域で50箇所の定点調査を行ったと言うのだ。観測定点が増大しているのである。교육과학기술부他編、『2010년도 해양수산발전시행계획 보고서』、2010年、38頁。
- 51) 同上、107頁。なお、パク=チャンホンは日本と縁を有する人物でもあり、千葉大学で博士学位を取得している。한국해양연구원편, 『한국해양연구원 2002년 연보』、2003年、182頁。
- 52) 本段落は、以下資料に基づいて論じられている。강무현（해양수산부차관）、『독도의 지속가능한 이용 기본계획』、2006年、1頁。
- 53) 강무현（해양수산부차관）、『독도의 지속가능한 이용 기본계획』、2006年。
- 54) 同上、12頁。
- 55) 例えば2006年度の実際の予算額は30億7200万ウォン、2007年度のそれは87億

1600 万ウォンであった。국토해양부、「독도 일반현황 자료」、2008 年、11 頁。また 2006 年版から 2008 年度版の『해양수産發展施行計画』で使用されていた「5 年間で 342 億 5 千万ウォン」と言う指摘も 2009 年度版、2010 年度版では無くなっている。교육인적자원부他編、『해양수산물발전시행계획 2006 시행계획 보고서』、2006 年、33 頁 - 34 頁。교육인적자원부他編、『2007 년도 해양수산물발전시행계획 보고서』、2007 年、34 頁 - 35 頁。교육과학기술부他編、『2008 년도 해양수산물발전시행계획 보고서』、2008 年、33 頁 - 34 頁。교육과학기술부他編、『2009 년도 해양수산물발전시행계획 보고서』、2009 年、35 頁 - 36 頁。교육과학기술부他編、『2010 년도 해양수산물발전시행계획 보고서』、2010 年、37 頁 - 38 頁。

56) 本段落、及び次段落は、以下資料に基づいて論じられている。同上、3 頁、8 頁。以下も参照。국토해양부、「독도 일반현황 자료」、2008 年、11 頁。竹島の持続可能な利用計画における各プロジェクトの施行事業主体が記されている。海洋研究院が「海洋生態系、海水、地質等、自然環境調査および長期、短期モニタリング」、及び「竹島関連、持続可能な利用データベース構築」を担当している。

57) 강무현 (해양수산물차관)、「독도의 지속가능한 이용 기본계획」、2006 年、4 頁。以下も参照。국토해양부、「독도 일반현황 자료」、2008 年、11 頁。竹島の持続可能な利用計画における各プロジェクトの施行事業主体が記されている。国立水産科学院が「漁業実態および水産資源調査」を担当している。

58) 국립수산물과학원、『2006 국립수산물과학원 연보』、2007 年、127 頁。국립수산물과학원、『2008 국립수산물과학원 연보』、2009 年、100 頁。なお、当該時期前後になされた竹島水産資源調査に関する説明も複数存在する。以下、一部を紹介したい。국립수산물과학원、『2002 국립수산물과학원 연보』、2003 年、12 頁。국립수산물과학원、『2005 국립수산물과학원 연보』、2006 年、18 頁 - 19 頁。국립수산물과학원、『2009 국립수산물과학원 연보』、2010 年、25 頁。

ところで国立水産科学院による竹島調査は、その後、法的根拠が変わる。「竹島および深海生態系水産資源調査」は水産資源管理法に基づいて実施されるのだ。以下、それを示す資料を一部紹介したい。국립수산물과학원、『2011 국립수산물과학원 연보』、2012 年、19 頁、92 頁、96 頁。국립수산물과학원、『2012 국립수산물과학원 연보』、2013 年、19 頁、98 頁、103 頁。국립수산물과학원、『2013 국립수산물과학원 연보』、2014 年、19 頁、86 頁、89 頁、94 頁。국립수산물과학원、『2014 국립수산물과학원

연보』、2015年、45頁、88頁、90頁。

ただし、これにより彼等が「竹島の持続可能な利用に関する施行計画」への関与をやめた訳でない。彼等はその後も同計画への資料提供を実施している。국립수산과학원、『2013 국립수산과학원 연보』、2014年、86頁。

59) 最近の広報事例として、以下数例を挙げておく。국립수산과학원、「독도수산자원조사 10년」、2014年8月11日。해양수산부、「독도 주변 해양생태조사 결과」、2014年8月12日。해양수산부、「독도 바닷속 생태지도 최초 완성 - 건강하고 아름다운 독도 바닷속을 한눈에」、2014年8月12日。국립수산과학원、「독도바다 10년 동안 어떻게 변했나?」、2014年8月12日。해양수산부、「해양과학이 밝혀낸 독도의 비밀 - 10년 독도 연구결과 『독도의 비밀 과학으로 풀다』 책자 발간 배포」、2017年3月29日。

60) 国立水産科学院による調査活動は、公船によってのみ実施されている訳でない。民間旅客船に自動観測装備を搭載して調査を実施した事もある。국립수산과학원、『2013 국립수산과학원 연보』、2014年、114頁。

なお、国立水産科学院は2013年5月、竹島（及び離於島、西海五島）における海洋水産資源調査の強化を宣言した。その際、同院の研究企画部長は以下のように論じている。「最近、周辺国の海洋領土膨張の試みと世界各国の有用生物資源確保に対する先占競争が深まっており、海洋領土主権強化および実効的支配のため、海洋水産資源調査を持続的に強化していこう」。調査と実効的支配はセットなのである。

국립수산과학원、「우리나라 해양영토주권 확립 - 이어도 독도 서해 5도의 해양수산자원조사 강화」、2013年5月24日。

61) 本文を締めくくるに当たり、海上保安庁職員に二点、指摘しておきたい。第一に、韓国は自らの海洋調査船を海上保安庁の巡視船艇から守る手法をも公表している。以下、拙稿を参照。彼等の海洋調査活動は対海保警備策とも一体化している点を確認されたい。野中健一、「韓国政府から見た竹島の法的地位 - 国連海洋法条約上の「岩」から「島」への転換 - (その2)」、海上保安大学校編、『海保大研究報告』（第61巻 第1号）、2016年、104頁 - 106頁。第二に、本稿で論じた枠組とは異なる竹島近海海洋調査も存在する。例えば「海洋生態系の保全及び管理に関する法律」に基づく環境調査がある。以下、観測定点図を確認されたい。해양수산부、『해양생태계기초조사 - 울릉도·독도해역』、2014年12月、65頁、92頁、196頁、212頁。해양수산부、

- 『국가 해양생태계 종합조사 2016 조사연보 III수중생태계』、2016年12月、455頁、517頁。また、海洋2000号(国立海洋調査院、所属)を使用した、海流調査もある。미래창조과학부他編、『2017년도 해양수산물발전시행계획』、2017年、230頁 - 231頁。なお、以下で観測定点図を確認されたい。해양수산부、
「2017년도 동해해역 정기 해류조사 완료」、2017年11月23日。
- 62) 本段落は、以下資料に基づいて論じられている。한국해양연구원、「해양연소식」(232호)、2002年10月25日、6頁 - 8頁。なお韓国政府自身、ロシア政府等からメタンガス水化物に関する情報を事前に入手していた訳でないとも論じている。국회사무처편、「1998년도 국정감사 농림해양수산위원회 회의록 부록」(피감사기관・해양수산부)、1998年10月28日、123頁。
- 63) 교육인적자원부他編、『해양수산물발전기본계획 2003 시행계획보고서』、2003年、430頁。교육인적자원부他編、『해양수산물발전기본계획 2004 시행계획보고서』、2004年、408頁。
- 64) 국회사무처편、「2000년도 국정감사 농림해양수산위원회 회의록 부록」、2000年10月31日、94頁。
- 65) 교육인적자원부他編、『해양수산물발전기본계획 2001 시행계획보고서』、2001年、380頁。
- 66) 한국지질자원연구원、「KIGMA NEWSLETTER (Vol. 110)」、2009年、4頁 - 15頁。
- 67) J.-J. Bahk, D.-H. Kim, J.-H. Chun, B.-K. Son, J.-H. Kim, B.-J. Ryu, M.E. Torres, M. Riedel, P.Schultheiss, “Gas hydrate occurrences and their relation to host sediment properties: Results from Second Ulleung Basin Gas Hydrate Drilling Expedition, East Sea”, *Marine and Petroleum Geology* (47), Elsevier, 2013, 22.
- 68) 교육인적자원부他編、『해양수산물발전기본계획 2005 시행계획보고서』、2005年、49頁。교육인적자원부他編、『해양수산물발전기본계획 2006 시행계획보고서』、2006年、51頁。
- 69) 미래창조과학부他編、『2014년도 해양수산물발전시행계획』、2014年、233頁。미래창조과학부他編、『2015년도 해양수산물발전시행계획』、2015年、222頁。
- 70) 미래창조과학부他編、『2016년도 해양수산물발전시행계획』、2016年、222頁。
- 71) 한국지질자원연구원、『독도도폭 지질조사보고서』、2012年。